

## 参加表明に関する質問及び回答

### 塩尻市市民交流センター自立・分散型エネルギー設備等導入工事 公募型プロポーザル

No	資料名及び ページ数	質問内容	回 答
1	異業種特定建設 工事共同企業体 協定書（乙型）  〇〇異業種特定 建設工事共同企 業体協定書第 8 条に基づく協定 書（参考様式 1）	第 8 条の規定により、当企業体構成員が分 担する工事の工事額を定めると記載があり ます。（参考様式 1）  参加表明書の提出時点では見積り積算中 であり、分担工事額を決定することはでき ない為、技術提案書の見積書の提出時に工 事額を定めることでよろしいでしょうか。	参加表明書の提出時は、予定 額を記載してください。 契約時に、確定の分担工事額 を記載した変更協定書を提出 してください。
2	異業種特定建設 工事共同企業体 協定書（乙型）  （取引金融機 関） 第 11 条	当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行と し、代表者の名義により 設けられた別口預金口座によって取引する ものとする。と記載があります。  参加表明書の提出時点では企業体名義の取 引金融機関を設けることは J V 業者との確 認及び手続が必要となる為、技術提案書 の提出時又はプレゼンテーション及びヒア リング審査の結果通知が公表された後に口 座を設けることでよろしいでしょうか。	よいです。
3	異業種特定建設 工事共同企業体 協定書（乙型）  （共通費用の分 担） 第 13 条	本工事施工中発生した共通の経費等につ いては、分担工事額の割合により毎月 1 回 運営委員会において、各構成員の分担額を 決定するものとするに記載があります。  毎月 1 回運営委員会ではなく J V 業者との 協議により工事精算時に各構成員の分担額 を決定することでよろしいでしょうか。	よいです。